

# 第44期 決 算 公 告

平成22年6月30日

東京都千代田区丸ノ内3-4-1(新国際ビル)

**株式会社 韓国外換銀行 在日支店**

日本における代表者 朱 在仲



(記載上の注意): 貸借対照表

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容	該当なし
② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策	該当なし
③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由	該当なし
④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別	該当なし
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 

① 有価証券の評価基準及び評価方法:	その他の有価証券—評価後、その他有価証券評価差額金算入
② 有形固定資産の減価償却の方法	定率法
③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準	期末の TT 仲値
④ 貸倒引当金の計上方法	債権分類に応じた比率に基づき計上
⑤ 退職給付引当金の計上方法	期末要支給額の100%
⑥ リース取引の処理方法	経費処理
⑦ ヘッジ会計の方法	該当なし
⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法	該当なし
⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	金融商品会計に関する実務商品会計に関する実務指針に基づく時価会計
⑩ その他採用した重要な会計方針	該当なし
  - (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性に乏しいものを除く。)
 

① 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容。	該当なし
② 表示方法を変更したときは、その内容	該当なし
  - (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項 該当なし
  - (5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
  - (6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項
  - (7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項
  - (8) 貸出金のうち破綻先債権(561百万円)、延滞債権(420百万円)、3ヶ月以上延滞債権(825百万円)及び貸出条件緩和債権(4,117百万円)の額並びにその合計額(5,923百万円)なお、それぞれの定義は銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
  - (9) 有形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。 該当なし
  - (10) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額 減価償却累計額(306百万円)、圧縮記帳額 該当無し
  - (11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。) 該当なし
  - (12) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限り)は、この限りでない。 該当なし
  - (13) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。 該当なし
  - (14) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 該当なし
  - (15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 該当なし
  - (16) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 該当なし
  - (17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項 該当なし
  - (18) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項: 該当無し
  - (19) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額 該当なし
  - (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 該当なし
2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 法令に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
4. 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
5. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

平成 21 年 4 月 1 日から  
**第3** 損益計算書  
 平成 22 年 3 月 31 日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>5,111</b>	国債等債券償還損	
資金運用収益	4,321	国債等債券償却	
貸出金利息	1,866	その他の業務費用	
有価証券利息配当金	122	営業経費	928
コールローン利息		その他経常費用	499
買入手形利息		貸倒引当金繰入額	381
預け金利息	68	貸出金償却	93
金利スワップ受入利息		株式等売却損	
外国為替受入利息	1,799	株式等償却	
本支店為替戻受入利息	464	金銭の信託運用損	
その他の受入利息		その他の経常費用	24
役務取引等収益	515	<b>経 常 利 益</b>	<b>692</b>
外国為替受入手数料	515	<b>(又は経常損失)</b>	
内国為替受入手数料		<b>特 別 利 益</b>	<b>172</b>
その他の役務収益		動産不動産処分益	
その他業務収益	253	償却債券取立益	107
外国為替売買益	253	金融先物取引責任準備金取崩額	
商品有価証券売買益		証券取引責任準備金取崩額	
国債等債券売却益		その他の特別利益	65
国債等債券償還益		<b>特 別 損 失</b>	<b>3</b>
その他業務収益		動産不動産処分損	
その他経常収益	21	金融先物取引責任準備金繰入額	
株式等売却益		証券取引責任準備金繰入額	
金銭の信託運用益		その他の特別損失	3
その他の経常収益	21	<b>税引前当期利益</b>	<b>862</b>
<b>経 常 費 用</b>	<b>4,418</b>	<b>(又は税引前当期損失)</b>	
資金調達費用	2,920	<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>3</b>
預金利息	426	<b>法人税等調整額</b>	
譲渡性預金利息		<b>当 期 利 益</b>	<b>859</b>
コールマネー利息	42	<b>(又は当期損失)</b>	
コマース紙・ペーパー利息		<b>前期繰越利益金</b>	
売渡手形利息		<b>(又は前期繰越損失金)</b>	<b>(308)</b>
借用金利息	461	<b>積立金取崩額</b>	
金利スワップ支払利息	7	<b>中間引当金</b>	
外国為替支払利息	1,604	<b>利益準備金積立額</b>	
本支店為替戻支払利息	377	<b>本店への送金</b>	<b>716</b>
その他の支払利息		<b>(本店からの補てん金)</b>	
役務取引等費用	68	<b>当期未処分利益</b>	
外国為替支払手数料	68	<b>(又は当期未処理損失)</b>	<b>(166)</b>
内国為替支払手数料			
その他の役務費用			
その他業務費用			
外国為替売買損			
商品有価証券売買損			
国債等債券売却損			

(記載上の注意):損益計算書

1. 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
2. 本部経費負担額を注記すること。  
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること
  - (2) 直接経費(派遣職員給与等):該当なし
  - (3) 間接経費割当額 :80百万円
3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は費用の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
4. 法令に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときには、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
6. 「貸倒金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
7. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。